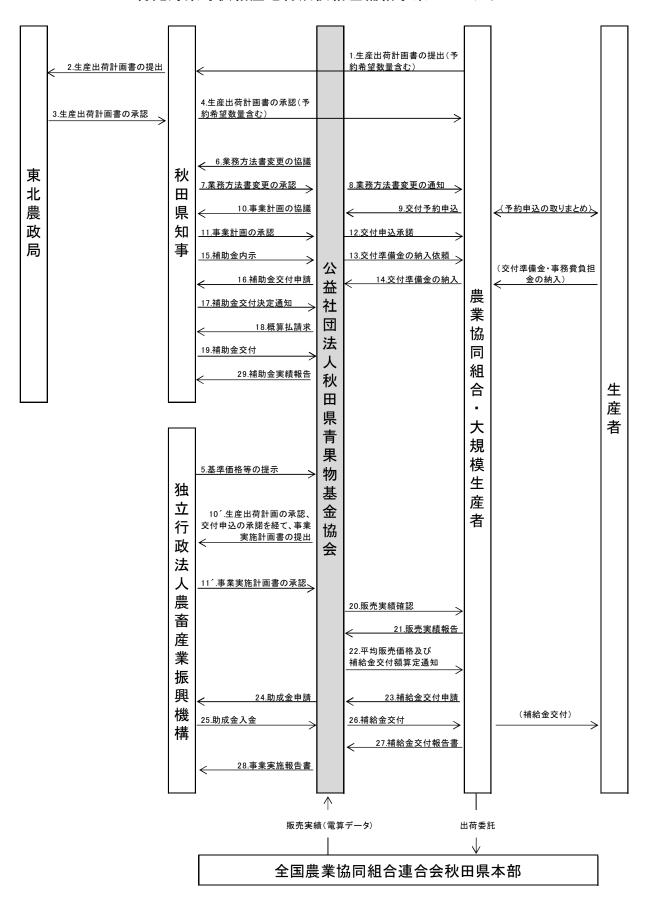
I 青果物価格補償制度の概要

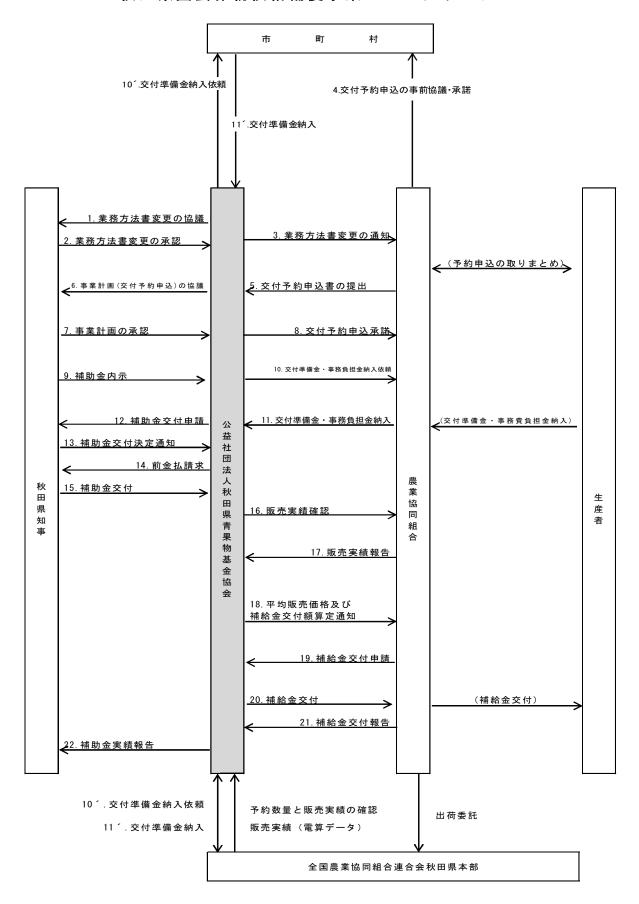
(令和5年3月 現在)

# 章 世 加 版金の会員(JA及び市町村)で対象国芸作					(令和5年3月 現在)
① 予えままる 2 会社団主人 秋田県真真製験協会協会 2 会社団主人 秋田県真真製物を協会 2 書 東 区 2 校 四月間上午秋田県内養養 (共享事業) 1 大京 5 加 (区 分		事業の内容等	
	1	事業実施主体	公益社団法人 秋田県青果物基金協会	公益社団法人 秋田県青果物基金協会	独立行政法人 農畜産業振興機構 登録出荷団体:
事 多 別 協会の発見(JA A 以市利付)で対象態素的 (2	事 業 区 分	秋田県園芸作物価格補償事業(県単事業)		指定野菜価格安定対策事業(国庫事業)
参 産 地の 変 件 特に定めはない	3	(加入)	物を出荷する団体	を満たし、国から特定野菜産地として承認され、当該対象品目を出荷する団体等	
当時の 要件	4	産地の要件	特に定めはない	(※ 生しいたけ…ほだ木5万本相当以上(菌	葉茎菜類・根菜類…概ね20ヘクタール 果菜類の夏秋概ね12ヘクタール
□	(5)	出荷の要件	同上	数量のうち共同出荷組織等によるものが概ね2 /3を超えているか又は超える見込みが確実で	で、その出荷が共同出荷組織等により行われるものの数量の合計の当該指定野菜の出荷数量に対する割合が2/3を超えているか、又は超える見込みが確実であること。 2 当該指定野菜の出荷が全体として合理的かつ計画的に行われているか、又は行
(27品目) ・トマト・ミニトマト・きゅうり ・ビーマン・かぼちゃ・スイートコーン ・キャイン・ほうれんぞう・ねぎ ・みょうが・アスパラガス・だいこん ・さやんとどう・えときか・そのまめ ・メロン(ネット系)・チンゲンサイ ・前場・小憩・トルコギキョウ・りんどう ・ダリア 第 対象出荷市場 人名彙表をたと契約し、業務方法書実施制別 解表で定める卸売市場 の加重平均・14名を不足・25と、大きな多なの期間 ・ 本格の加重平均・14名を不足・25と、大きなが、したのよりを変しませます。 ・ 本格の加重平均・14名を不足・25と、大きなが、アスパラガス 第 対象出荷期間 東西大きを選して出荷販売した県産 内型と係を変しませます。 ・ 本格の加重平均・14名を不足・25と、大きなが、アスパラガス	6	販売の条件	であって、市場販売したものであること。 (買付含む) 2 秋田県青果物標準出荷規格及び農業協 同組合で定める規格品で検査品であるこ	であって、市場販売したものであること。 (買付含む) 2 秋田県青果物標準出荷規格及び農業協 同組合で定める規格品で検査品であるこ	であって、市場販売したものであること。 (買付含む) 2 独立行政法人農畜産業振興機構の定め る規格、秋田県青果物標準出荷規格及び 農業協同組合で定める規格品で検査品で
・トマト・ミーマト・きゅうり	7	業務対象年間	3 ヵ年(令和4年度~令和6年度)	3 ヵ年	3 ヵ年
② 対象出荷市場 J A 全農あきたと契約し、業務方法書実施細則 財表で定める卸売市場 財務で定める卸売市場 財務で定める卸売市場 財務で定める卸売市場 乗務方法書実施細則別表で定める卸売市場 乗務方法書実施細則別表で定める卸売 事	8	対象品目	・トマト・ミニトマト・きゅうり ・ピーマン・かぼちゃ・スイートコーン ・キャベツ・ほうれんそう・ねざ ・みょうが・アスパラガス・だいこん ・ばれいしょ・さやいんげん ・さやえんどう・えだまめ・そらまめ ・メロン (ネット系) モンゲンサイ ・うど、米なす・ししとうがらし ・輪菊・トルコギキョウ・りんどう	・えだまめ・さやいんげん・すいか ・生しいたけ・やまのいも (重要特定野菜:1品目)	・きゅうり・トマト・ねぎ・ほうれんそう (その他の指定野菜: 10野菜) ・キャベツ・さといも・だいこん・なす ・にんじん・はくさい・ピーマン・レタス
図 対象出何期間 業務方法書実施種別別表で定める期間 業務方法書実施種別別表で定める期間 実施細別別表で定める期間 実施細別別表で定める期間 実施細別別表で定める期間 実施細別別表で定める期間 実施細別別表で定める期間 平成26~令和元年度の市場価格を企業物価 中成26~令和元年度の市場価格を企業物価 投 (総平均)で修正した値 平成26~令和元年度の市場価格を企業物価 投 (総平均)で修正した値 平均価格×0.8 平均価格×0.9 平均価格×0.55 平均価格×0.6 平均価格×0.55 平均価格×0.6 平均価格×0.55 平均価格×0.6 平均価格×0.6 平均価格×0.55 平均価格×0.6 平均価格×0.5 平均価格×0.6 平均価格×0.5 平均価格×0.6 平均価格×0.8 平均価格×0.6 平均価格×0.8 平均価格×0.6 平均価格×0.5 平均価格×0.6 平均価格×0.5 平均価格×0.6 平均価格×0.5 平均価格×0.6 平均価格×0.6 平均価格×0.8 平均価格×0.6 平均価格×0.6 平均価格×0.5 平均価格×0.6 平均価格×0.6 平均価格×0.7 全 農 1 0 % (5%造成) 市 时 村 1 0 % 世産者 1 / 3 2 / 4 世産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 2 0 % (負担軽減1/2) 生産者 2 0 % (負担経減1/2) 生産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担経減1/2) 生産者 1 / 3 1 / 4 生産者 2 0 % (負担経減1/2) 生産者 2 0 % (負担経域1/2) 生産者 2 0 % (負担経域1/2) 生産者 2 0 % (負担経域1/2)	9	対象出荷市場	JA全農あきたと契約し、業務方法書実施細則	JA全農あきたと契約し、業務方法書実施細則	
① 平 均 価 格 品、過去5ヵ年の最低・最高を除く中庸3ヵ年 指数(総平均)で修正した値 指数(農林水産物)で修正した値 を	10	対象出荷期間	業務方法書実施細則別表で定める期間	業務方法書実施細則別表で定める期間	独立行政法人農畜産業振興機構の業務方法書 実施細則別表で定める期間
③ 最低基準額 平均価格×0.6 平均価格×0.55 平均価格×0.6 ③ 変付準備金 (保証基準額→最低基準額)×0.9 (造成率) (保証基準額→最低基準額)×0.8 (造成率) (保証基準額→最低基準額)×0.9 (造成率) 交付準備金 (保証基準額→最低基準額)×0.9 (造成率) 交付準備金 (取前) 割合 農業協同組合 10% (下頭の範囲内造成)	11)	平均価格	品、過去5ヵ年の最低・最高を除く中庸3ヵ年		
① 交 付 準 備 金 造 成 単 価 (保証基準額 → 最低基準額) × 0.9 (造成率) 交 付 準 備 金 宝 農 1 0 % (5%造成) 有 財 1 0 % (5%造成) 有 1 0 % (5%运成) 有 1	12)	保証基準額	平均価格×0.9	平均価格×0.8	平均価格×0.9
19 造 成 単 価					平均価格×0.6
交 付 準 備 金	14)			(保証基準額一最低基準額) × 0.8 (造成率)	(保証基準額-最低基準額) × 0.9 (造成率)
 取り販売価格 協会と交付予約している全国の登録出荷団体の対象市場別規格品の旬別総平均販売価格 (市場別の有別総平均販売価格) (市場別の有別総平均販売価格) (市場別の有別総平均販売価格) (市場別の有別総平均販売価格) (市場別の有別総平均販売価格) (市場別の有別総平均販売価格) (市場別の有別を対象期間における旬別平均販売価格が保証を準額を下回った場合) (本額を下回った場合) (保証基準額一平均販売価格(又は最低基準額の何れか高い額)×0.9 (補てん率) (日本の利用ではいる全国の登録出荷団体の対象市場群別規定の有別を対象期間における旬別計算 (日本の有別では、大きな、対象期間における旬別平均販売価格が保証を対象期間における旬別平均販売価格が保証を準額を下回った場合 (日本の利用では、大きな、対象期間における旬別平均販売価格が保証を連額を下回った場合) (日本の利用では、大きな、対象期間における旬別平均販売価格が保証を連額を下回った場合) (日本の利用では、大きな、対象期間における旬別平均販売価格が保証を連額を下回った場合) (日本の利用では、大きな、対象的では、対象の何れがは、対象の何れが、対象が表面を対象量のでは、対象のでは、対象をは、対象のでは	(15)	団体別造成	全 農 10% (5%造成) 市 町 村 10% 農業協同組合 10%	国 1/3 2/4 秋田県 1/3 1/4	国 60% 秋田県 20%(負担軽減1/2)
① 発動基準 対象期間における旬別平均販売価格が保証基準額を下回った場合 対象期間における旬別平均販売価格が保証基準額を下回った場合 「保証基準額一平均販売価格(又は最低基準額の何れか高い額)×0.9(補てん率) 「物別出荷数量(又は按分旬別出荷数量の何れかのかない数量)×補給金単価 「別出荷数量(又は按分旬別出荷数量の何れかのかない数量)×補給金単価 「別出荷数量(又は按分旬別出荷数量の何れかのかない数量)×補給金単価 「以は投分旬別出荷数量の何れかのかない数量)×補給金単価 「以は投分旬別出荷数量の何れかのかない数量)×補給金単価 「以ば投分旬別出荷数量)×補給金単価	16	平均販売価格			独立行政法人農畜産業振興機構に交付予約している全国の登録出荷団体の対象市場群別規格 品の旬別総平均販売価格
19	1	算 出 期 間	売立月日による旬別計算	売立月日による旬別計算	売立月日による旬別計算
(型) 補 桁 笠 単 伽 の何れか高い額)×0.9 (補てん率)	18)	発動基準			対象期間における旬別平均販売価格が保証基 準額を下回った場合
□ は 全全 の 計 首 と する は かない 数量) × 補給金単価	19	補給金単価			
取崩割合) 取崩割合) 取崩割合)	20	補給金の計算	少ない数量) × 補給金単価 (団体別の取崩額は、上記補給金×交付準備金	少ない数量)×補給金単価 (団体別の取崩額は、上記補給金×交付準備金	少ない数量) × 補給金単価 (団体別の取崩額は、上記補給金×交付準備金
当該事業の実施にあっては、生産者からの事務費負担金が必要となります。その額は、交付予約数量×事務費負担金単価で計算され、納入期限は毎年7月末です。	21)	事務費負担金	務費負担金が必要となります。その額は、交付 予約数量×事務費負担金単価で計算され、納入	務費負担金が必要となります。その額は、交付 予約数量×事務費負担金単価で計算され、納入	指定野菜事業は対象外です。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業フローチャート



秋田県園芸作物価格補償事業フローチャート



果樹経営支援対策事業(整備事業・未収益期間支援事業)フローチャート

